



第14号様式（第12条関係）

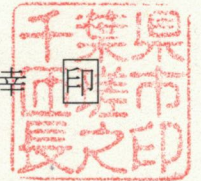
匝瑳市環指令第38号の2

令和5年3月30日

有限会社 エーエムティー

取締役 加瀬 智章 様

匝瑳市長 宮内 康幸



一般廃棄物処理業許可証

令和5年2月15日付けで申請があった一般廃棄物（収集運搬業）については、匝瑳市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の規定により、下記のとおり許可します。

記

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 許可番号 | 匝瑳市 第2号 |
| 2 許可期間 | 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 3 営業の区域 | 匝瑳市内 |
| 4 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物 |
| 5 業務内容 | 一般廃棄物収集運搬業 |
| 6 許可条件 | |
- (1) 一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車（以下「運搬車」という。）に原則として1台につき2人以上の乗務員を配置すること。
- (2) 運搬車を一般廃棄物の収集運搬の用途に供するほか、他の用途に供してはならないこと。
- (3) 市長の指示に従い運搬車の標識及び標示を掲示すること。
- (4) 運搬車は、常に整備及び点検をし、良好で清潔な状態を保つように努めること。
- (5) 許可を受けた業務を他人に委託又は代行させてはならないこと。
- (6) 収集した一般廃棄物は、市長が指定した場所に搬入し、1か月ごとに一般廃棄物収集運搬実績表（第11号様式）を提出し、併せて振込領収書の写しを添付すること。
- (7) 積替・保管を行わなければならない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号へからヌまでに定めるところにより行わなければならない。
- (8) その他業務の遂行に当たっては、市長の指示に従うこと。